

薬価部分は市場価格を反映して1%程度引き下げのため、全体では02年度から4回連続のマイナス改定だそうです。

ですが、本体部分の引き上げにより、病院や診療所への医療費支払いが増え、国民が支払う保険料や窓口負担も増えることになるそうです。

医療行政は、赤字続き、高齢者の医療の赤字幅を広域で負担するべくスタートする後期高齢者医療制度も実際のところは見えてきてはならず、高齢者や、介護する家族にどの程度の負担が及ぶのか不安な部分があります。

社会的弱者を切り捨てず、セーフティネットも充実した、だれでも安心して暮らせる「日本」を実現するためには、「消費税」の税率引き上げの問題を真剣に検討する必要があると思います。

★トピックス～労働契約法が制定されます～

これは、公的保険に関することではありませんが、働く人すべてに係ることですので、トピックスとして取り上げますね。

近年、労働形態の多様化に伴い、事業主VS労働組合という枠組みでは解決しきれない事業主と労働者間のトラブル(所謂個別労働紛争)が多発しています。

このような事業主と労働者の個々のトラブルを、法律に則り、書面でしっかり労働契約を締結することで未然に防ごうよというのが「労働契約法」です。2007年11月28日参院で可決成立、12月5日公布、2008年3月4日に施行となる予定です。

この労働契約法の骨子は、

1. この法律では、労働者を使用者に「使用されて労働し、賃金を支払われる者」と定義しています。
個人事業主も労働者の範囲に含めるか否かの論議がなされましたが、今回はこの法律には盛り込まれませんでした。
2. 労働契約の成立と変更
3. 労働者との合意なき就業規則の不利益変更の禁止
4. 労働契約の継続と終了
出向命令の妥当性についても触れています。
5. 期間の定めのある労働契約について
*契約期間中の解雇は無効です。

上記法律の骨子でわかることは、今までの図式どおり

法令、労働協約>就業規則>労働契約

つまり、労働契約は就業規則の定める基準以下であってはならず就業規則は、法令または労働協約に抵触してはならないということです。

これだけでは、「なんで？」労働基準法だけでよかったのではないの？
とお思いかもしれませんが

- ・個々の労働者と使用者との「労働契約」の重要性
- ・就業規則の重要性

を前面に押し出したことには大きな意義があると言えます。

この労働契約法の制定により、使用者側、労働者側に以下のような対応が求められています。

<使用者側>

- ・交渉相手が組合から個人へと代わり、個々への対応が迫られます。
- ・契約がすべてとなり、就業規則の充実、各種契約書の整備が必須となります。
- ・採用、解雇についての恣意的な取り扱いは今まで以上に問題化すると思われれます。

<労働者側>

- ・労働契約は、契約書を熟読したうえで。
- ・使用者側との交渉は、自分が個人事業主になったつもりで。
(タフ・ネゴシエーターになりましょう)
- ・労働基準法、労働契約法等自分を守る法律に強くなりましょう
- ・就業規則は隅から隅まで読みましょう

~~~~~編集後記~~~~~

2008年最初のメルマガをお届けいたします。  
年金や保険、そして労働関係の法律等、今年も  
私どもの身近な問題をわかりやすく皆様にお伝え  
していきたいと思っております。  
今年、衆議院の解散総選挙が多分あると  
思います。

2007年夏の参議院選挙の自民党の選挙公約  
は実現が不安な状況です。  
しかしながら、政権を担当してきた自民・公明  
を支持するのか、それとも政権担当能力が未知数な  
他の政党に賭けるのか、今後の私どもの生活と  
未来がかかっています。厳しく見極めたいと思っ  
ております。

何はともあれ、2008年が皆様にとりまして  
健康で楽しい年になりますように！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

~~~~~

